

浜松市動物の愛護及び管理に関する条例(案) に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市動物の愛護及び管理に関する条例(案)」とは

市民の動物に対する愛護の意識の高揚を図り、犬や猫などの動物の健康や安全を保持するとともに、人の身体や財産への被害防止、生活環境の保全を図ることで、人と動物の共生する社会の実現を目指すために制定を検討している条例です。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和5年9月15日(金)～令和5年10月16日(月)

3. 案の公表先

動物愛護教育センター、保健所保健総務課、保健所浜北支所、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター(中区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布
浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、**住所***、**氏名または団体名***、**電話番号を記入**して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

①直接持参	動物愛護教育センター(浜松市動物園 第1駐車場内)まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒431-1209 浜松市西区館山寺町199 動物愛護教育センターあて
③電子メール	aikyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	053-487-1675(動物愛護教育センター)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和5年12月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

都市整備部動物愛護教育センター(TEL 053-487-1616)

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

- パブリック・コメント実施案件の概要 …… P 2～P 3
- 浜松市動物の愛護及び管理に関する条例（案）
…… P 4～P 9
- 参考資料
 - ・浜松市動物の愛護及び管理に関する条例（案）概要図
…… P 10
 - ・浜松市動物の愛護及び管理に関する条例（案）解説
…… P 11～P 25
- 意見提出様式（参考） …… P 26

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市動物の愛護及び管理に関する条例（案）
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> 市民の動物に対する愛護の意識の高揚を図り、犬や猫など人が飼養又は保管している動物（以下、動物という）の適正な取扱いや動物の健康及び安全の保持、動物による人への危害や財産の侵害を防止し、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とします。
策定（見直し）に至った背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> 現在、飼い犬の飼養管理については「浜松市飼い犬条例」、また、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物の管理については「浜松市動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき業務を行っています。 近年、多頭飼養によりペットを適正に飼育できない、いわゆる多頭飼育崩壊となっている事例が全国的にも発生し、社会問題となっています。 飼い主のいない猫に無責任に餌を与えることにより、地域に猫が住み着き、近隣へのふん尿被害など様々な問題も発生しています。また、飼い猫であっても、放し飼いをすることにより、同様の被害が発生しています。 既存の法律及や条例では、これらの問題の発生原因である多頭飼育や猫の飼養に関する規定が無く、対応に苦慮していることから、条例の見直しが必要になっています。
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	<ul style="list-style-type: none"> 多頭飼育や猫の飼養に対応するため、既存の2つの条例を見直すとともに、両条例を1つに統合し、効果的な普及啓発を図ります。 本条例において、市や市民、飼い主の責務の明確化、飼い主の遵守事項、猫の飼養や多頭飼育に関する事項を明記することにより、顕在化している課題に対応していきます。
案のポイント （見直し事項など）	（条例の概要） ※ <u>アンダーライン</u> は、新たに加える事項 1 人と動物の共生する社会の実現を図るため、動物の愛護及び管理に関して必要な事項を定める 2 条例の対象となる動物は、人が飼養又は保管をしている動物のうち、哺乳類、鳥類又はは虫類に属するもの（野生動物は除く） 3 <u>市、市民、飼い主になろうとする者、飼い主の責務</u> 4 <u>飼い主の遵守事項</u> 5 犬の飼い主の遵守事項、飼い犬の係留、飼い犬の加害・被害の届出、加害飼い犬の飼い犬に対する措置

	<p>6 <u>猫の飼い主の遵守事項、飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者の遵守事項</u></p> <p>7 <u>犬又は猫の多頭飼育の届出</u></p> <p>8 特定動物の飼い主の遵守事項、特定動物の飼い主に対する措置</p> <p>9 <u>動物の譲渡</u></p> <p>10 立入調査</p> <p>11 動物愛護管理員の設置</p> <p>12 規則への委任</p> <p>13 罰則（命令違反、虚偽報告、虚偽の届出、命令違反、<u>虚偽の届出（多頭飼育）</u>）</p> <p>14 罰則（<u>法人の両罰規定</u>）</p>
関係法令・上位計画など	<p>動物の愛護及び管理に関する法律</p> <p>狂犬病予防法</p>
計画・条例等の策定スケジュール（予定）	<p>令和5年9月～10月 条例案の公表・意見募集</p> <p>令和5年10月～11月 案の修正・市の考え方の作成</p> <p>令和5年12月 意見募集結果及び市の考え方を公表</p> <p>令和6年2月以降 条例案の議会上程</p>

浜松市動物の愛護及び管理に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）の規定に基づき動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物に対する愛護の意識の高揚を図り、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 人が飼養又は保管（以下「飼養等」という。）をしている動物であって、哺乳類、鳥類又はは虫類に属するものをいう。
- (2) 飼い主 動物の所有者（所有者以外の者が飼養等をする場合は、その者を含む。）をいう。
- (3) 施設 動物の飼養等をするための建物その他の工作物をいう。
- (4) 係留 動物を、人の生命、身体若しくは財産に害を与えるおそれのない場所において、固定した物に丈夫な綱、鎖等をつなぎ、又は柵、おりその他の囲いの中に収容することをいう。

（市の責務）

第3条 市は、動物の健康及び安全の保持、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害、生活環境の保全上の支障の防止等のため、動物の愛護並びに適正な飼養等に関する普及啓発その他の施策を行う責務を有する。

（市民の責務）

第4条 市民は、市が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（飼い主になろうとする者の責務）

第5条 飼い主になろうとする者（犬猫等販売業者（法第14条第3項に規定する犬猫等販売業者をいう。以下同じ。）を除く。）は、動物の飼養等に先立ち、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、飼養等をする生活環境等に適した動物であって、終生飼養（法第7条第4項に規定する終生飼養をいう。以下同じ。）ができるものを選ぶよう努めなければならない。この場合において、住宅環境及び家族構成の変化、飼養等をしようとする動物の寿命等を考慮するものとする。

（飼い主の責務）

第6条 飼い主は、動物の習性等を理解するとともに、飼い主としての責任を十分に自覚して、動物の適正な飼養等に努めなければならない。

- 2 飼い主は、動物がみだりに繁殖して適正な飼養等をするのが困難となるおそれがあると認めるときは、その繁殖を防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 3 飼い主は、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、終生飼養をするよう努めるとともに、やむを得ず飼養等をするができなくなった場合には、適正に飼養等をするができる新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

(飼い主の遵守事項)

第7条 飼い主(特定動物(法第25条の2に規定する特定動物をいう。以下同じ。)の飼い主を除く。)は、その飼養等をする動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適正に給餌及び給水をすること。
- (2) 飼養等をする動物の数は、その種類、発育状況及び習性に応じた適正な飼養等が可能な数とすること。
- (3) 適正に飼養等ができる施設を設けること。
- (4) 汚物及び汚水を適正に処理し、施設の内外を常に清潔にしておくこと。
- (5) 公共の場所及び他人の土地、建物等を不潔にし、又は損傷させないこと。
- (6) 鳴き声、悪臭、羽毛等により人に迷惑をかけること。
- (7) 疾病の予防等健康管理を行うこと。
- (8) 逸走した場合は、捜索し、収容に努めること。
- (9) 地震等の災害の発生時に適正な飼養や保管が出来るよう常に準備をしておくとともに、発生時には動物を保護し、動物による事故の防止に努めること。

(犬の飼い主の遵守事項)

第8条 犬の飼い主は、前条各号に掲げる事項のほか、その飼養等をする犬(以下「飼い犬」という。)について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 人に迷惑を及ぼすことがないように適正なしつけをすること。
- (2) 種類、健康状態その他の事情に応じた適正な運動をさせること。
- (3) 飼い犬を施設の敷地外に連れ出すときは、当該飼い犬の排せつを事前に済ませてから連れ出すよう努めるとともに、犬のふん等を処理するための用具を携行するなどして、これらを適切に処理すること。
- (4) 散歩し、移動し、又は運動させるときは、これを制御することができる者に行わせること。
- (5) 飼い犬がみだりに繁殖して適正な飼養等をするのが困難となるおそれがあると認めるときは、生殖を不能にする手術その他の繁殖を防止するために必要な措置を講じること。
- (6) 他人の見やすい場所に飼い犬の飼養等をしている旨の表示をすること。

(飼い犬の係留)

第9条 犬の飼い主は、飼い犬を係留しておかななければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

- (1) 警察犬、狩猟犬又は身体障害者補助犬(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬をいう。)をその目的のため使用する場合
- (2) 飼い犬を制御できる者が、人の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれのない場所又は方法で、飼い犬を訓練し、移動し、又は運動させる場合

(飼い犬の加害の届出)

第10条 飼い犬が人の生命、身体又は財産に危害を加えたときは、当該飼い犬の飼い主は、規則で定めるところにより、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。この場合において、市長は、必要な指示を与えることができる。

- 2 飼い犬が人又は他の動物(哺乳類に限る。)をかんだときは、当該飼い犬の飼い主は、狂犬病の有無を確認するために、直ちに当該飼い犬を獣医師に検診させなければならない。

(飼い犬による被害の届出)

第11条 人の生命、身体又は財産が飼い犬に危害を加えられたときは、その被害者は、規則で定めるところにより、市長に届け出るよう努めなければならない。

(加害飼い犬の飼い主に対する措置)

第12条 市長は、人の生命、身体又は財産に危害を加えた飼い犬の飼い主に対し、危害防止のために必要な措置を命じるものとする。

(猫の飼い主の遵守事項)

第13条 猫の飼い主は、第7条各号に掲げる事項のほか、その飼養等をする猫（以下「飼い猫」という。）について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 排便のしつけを行う等周辺環境に配慮した適正な飼養等を行うことにより人に迷惑をかけないように努めること。

(2) 飼い猫の健康と安全を保持する観点から、屋内での飼養等に努めること。

(3) 飼い猫がみだりに繁殖して適正な飼養等をするのが困難となるおそれがあると認めるときは、生殖を不能にする手術その他の繁殖を防止するために必要な措置を講じること。

(飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者の遵守事項)

第14条 飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者は、周辺の生活環境を保全し、及び当該猫がみだりに繁殖することを防止するために必要な措置を講じるよう努めるとともに、近隣住民その他のその行為の影響が及ぶ者の理解を得られるよう努めなければならない。

(犬又は猫の多頭飼養の届出)

第15条 犬又は猫の飼い主（第1種動物取扱業者（法第12条第1項第4号に規定する第1種動物取扱業者をいう。以下同じ。）、第2種動物取扱業者（法第24条の3第1項に規定する第2種動物取扱業者をいう。）その他規則で定める者を除く。以下この条及び附則第3項において同じ。）は、同一敷地内にある施設において当該飼い犬及び飼い猫（いずれも生後90日以内のものを除く。）の数を合計した数が規則で定める数以上となったときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、当該施設ごとに、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出をした事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る飼い犬又は飼い猫の数が同項の規則で定める数未満となったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(特定動物の飼い主の遵守事項)

第16条 特定動物の飼い主は、その飼養等をする特定動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 適正に給餌及び給水をすること。

(2) 汚物及び汚水を適正に処理し、特定飼養施設（法第26条第1項に規定する特定飼養施設をいう。）の内外を常に清潔にしておくこと。

(3) 公共の場所及び他人の土地、建物等を不潔にし、又は損傷させないこと。

(4) 鳴き声、悪臭、羽毛等により人に迷惑をかけないこと。

(5) 疾病の予防等健康管理を行うこと。

(6) 逸走した場合は、捜索し、収容に努めること。

- (7) 逸走した場合又は地震、火災等の災害が発生した場合に必要な非常用の機器及び資材を備え、常に使用できるように整備しておくこと。
- 2 特定動物の飼い主は、地震、火災等の災害が発生したときは、直ちに、当該特定動物の逸走の防止のための措置その他緊急措置を適切に実施し、当該特定動物による人の生命、身体又は財産に対する危害を防止しなければならない。
- 3 特定動物の飼い主は、当該特定動物が逸走したときは、直ちに、その旨を市長及び管轄警察署に通報しなければならない。
- 4 特定動物の飼い主は、当該特定動物が人の生命、身体又は財産に危害を加えたときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(特定動物の飼い主に対する措置)

第17条 市長は、特定動物の飼い主が前条第1項若しくは第2項の規定に違反したと認める場合又は同条第3項の規定による通報若しくは同条第4項の規定による届出を受けた場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定動物の飼い主に対し、当該特定動物の殺処分その他特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のために必要な措置を命じることができる。

(動物の譲渡)

第18条 市長は、法第35条第1項本文の規定により引き取った場合について、その飼養等を希望し、かつ、これを適正に飼養等を行うことができると認める者への譲渡に努めるものとする。

(立入調査等)

第19条 市長は、特定動物の管理について必要があると認めるときは、特定動物の飼い主その他の関係者に報告を求め、又はその職員をして、当該特定動物の飼い主その他の者の土地その他関係のある場所（人の住居を除く。）に立ち入って調査をさせ、若しくは関係者に質問をさせることができる。

2 市長は、動物（特定動物を除く。以下この項において同じ。）の管理について必要があると認めるときは、その職員をして、動物の飼育場所（人の住居を除く。）に立ち入って調査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。

3 前2項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(動物愛護管理員の設置)

第20条 法第37条の3第1項の規定に基づき、同項に規定する動物愛護管理担当職員として、動物愛護管理員を置く。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第22条 第17条の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第19条第1項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第19条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第3項の規定による通報をしなかった者
- (2) 第16条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条又は第10条第1項の規定に違反した者
- (2) 第12条の規定による措置命令に従わなかった者
- (3) 第19条第2項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の過料に処する。

- (1) 第15条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第15条第3項の規定による届出をする場合において、虚偽の届出をした者

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前5条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前5条の罰則を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第26条の規定は、同年10月1日から施行する。
(浜松市動物の愛護及び管理に関する条例及び浜松市飼い犬条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 浜松市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年浜松市条例第127号）
 - (2) 浜松市飼い犬条例（昭和40年浜松市条例第22号）(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に同一敷地内にある施設において飼い犬及び飼い猫（いずれも生後90日以内のものを除く。）の数を合計した数が第15条第1項に規定する規則で定める数以上である飼い主に対する同項の規定の適用については、同項中「その日から30日以内」とあるのは、「令和6年4月30日まで」とする。
- 4 令和6年9月30日までの間における第17条の規定の適用については、同項中「前条第1項」とあるのは、「前条第1項（第7号を除く。）」とする。
- 5 令和6年9月30日までの間における第27条の規定の適用については、同条中「前5条」とあるのは「第22条から第25条まで」と、「前5条」とあるのは「各本条」とする。
- 6 この条例の施行前に特定動物の飼い主が附則第2項（第2号を除く。）の規定による廃止前の浜松市動物の愛護及び管理に関する条例（以下「旧動物愛護条例」という。）第3条第1項若しくは第2項の規定に違反したと認める場合又は同条第3項の規定による通報若しくは同条第4項の規定による届出を受けた場合における特定動物の殺処分その他特定動物が人の生命、身体又は財産に危害を加えることを防止するために必要な措置については、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行の際現にされている旧動物愛護条例第4条の規定による命令及び旧動物愛護条例第5条第1項の規定による報告の求めについては、なお従前の例による。

- 8 この条例の施行前に人・家畜・農作物等に被害を加えた犬の飼い主に対する当該飼い犬の処分又は飼い犬の性癖の矯正若しくは危害防止のために必要な処置については、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行の際現にされている附則第2項（第1号を除く。）の規定による廃止前の浜松市飼い犬条例第7条の規定による命令については、なお従前の例による。
- 10 この条例の施行前にした行為及び前4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

浜松市動物の愛護及び管理に関する条例（案）概要図

≪目的≫ 第1条

- ・動物に対する愛護意識の高揚を図り、動物の適正な取扱い、動物の健康及び安全の保持
- ・動物による人の生命・身体・財産に対する侵害、生活環境の保全上の支障防止



人と動物の共生する社会の実現

≪定義≫ 本条例における用語の定義 第2条

- 動物 野生動物を除く、人が飼養又は保管している動物のうち、哺乳類、鳥類又はは虫類に属するものをいう
- 飼い主 動物の所有者や飼養をしている者をいい、自宅等で動物を飼養する者のほか、動物取扱業者等も含む

≪責務≫ 第3条、第4条、第5条、第6条 **[新設]**

動物の愛護及び管理における、市、市民、飼い主になろうとする者、飼い主のそれぞれの責務

犬・猫等

特定動物（人に危害を与えるおそれのある危険な動物）

≪飼い主の遵守事項≫ 第7条 **[新設]**

動物（特定動物を除く）の飼い主の遵守すべき事項

≪特定動物の飼い主の遵守事項≫ 第16条

特定動物の飼い主の遵守すべき事項

≪犬の飼い主の遵守事項≫ 第8条

飼養する犬について遵守すべき事項

≪猫の飼い主の遵守事項≫ 第13条 **[新設]**

飼養する猫について遵守すべき事項

≪特定動物の飼い主に対する措置≫ 第17条

危害防止のために必要な措置命令

≪多頭飼育の届出≫ 第15条 **[新設]**

飼い犬及び飼い猫の合計数が規則で定める頭数以上になった場合の届出の義務

≪飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者の遵守事項≫ 第14条 **[新設]**

飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者が遵守すべき事項

≪立ち入り調査等≫ 第19条

動物の管理について、職員による飼育場所等への立入調査、質問

≪動物愛護管理員の設置≫ 第20条

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、市の職員であって、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもって充てる

・飼い犬の係留義務 第9条

・飼い犬が危害を加えた（加害）時の届出義務 第10条

≪加害犬の飼い主に対する措置≫ 第12条

危害防止のために必要な措置命令

・飼い犬に危害を加えられた（被害）時の届出 第11条

**理由なき殺処分ゼロ
を目指して**

≪動物の譲渡≫ 第18条 **[新設]**

市が引き取った犬・猫について、適正に飼養できる者への譲渡

≪罰則≫ 第17条の命令違反：30万円以下の罰金、第19条第1項の虚偽報告：20万円以下の罰金、第16条第3項・4項の虚偽の届出等：5万円以下の罰金、第9条・第10条第1項・第12条・第19条2項の命令違反等：3万円以下の罰金、第15条第1項・2項・3項の虚偽の届出等：3万円以下の過料
※ 法人等が違反行為をした時は、行為者のほかその法人等に対しても罰則を適用する

浜松市動物の愛護及び管理に関する条例（案）【解説】

（目的）

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）の規定に基づき動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物に対する愛護の意識の高揚を図り、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の目的を定めています。

【解説】

本条例は、動物に対する愛護の意識の高揚を図り、動物自身の健康や安全を守るとともに、動物による人などへの被害防止や生活環境の悪化防止により、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的としています。

【既存の条例】

≪浜松市飼い犬条例（昭和40年浜松市条例第22号。以下「飼い犬条例」という。）≫

第1条 この条例は、飼い犬の放し飼いによる人・家畜・農作物等の被害を防止するため、飼い犬の管理について必要な事項を定める。

≪浜松市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年浜松市条例第127号。以下「動愛条例」という。）≫

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるとともに、特定動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するため、特定動物の管理に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 人が飼養又は保管（以下「飼養等」という。）をしている動物であって、哺乳類、鳥類又はは虫類に属するものをいう。
- (2) 飼い主 動物の所有者（所有者以外の者が飼養等をする場合は、その者を含む。）をいう。
- (3) 施設 動物の飼養等をするための建物その他の工作物をいう。
- (4) 係留 動物を、人の生命、身体若しくは財産に害を与えるおそれのない場所において、固定した物に丈夫な綱、鎖等をつなぎ、又は柵、おりその他の囲いの中に収容することをいう。

【趣旨】

本条は、本条例で用いる用語の意義を定めています。

【解説】

(1) 「動物」とは、野生動物（野生で人の手によらず自活している動物）を除く、人が飼養又は保管（以下「飼養等」という。）をしている動物のうち、哺乳類、鳥類又はは虫類に属するものをいいます。

哺乳類及び鳥類では、主として愛護動物とされる牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと、あひるなどが該当します。また、サルなど本来は野生動物であっても、ペットとして繁殖された動物は含みます。

は虫類は、主としてへび、とかげ、かめなどが該当します。

(2) 「飼い主」とは、動物の所有者や飼養等をしている者をいい、自宅等で動物を飼養する者のほか、動物取扱業者や畜産業者なども含みます。

(3) 「施設」とは、動物の飼養等をするための建物、柵、おり（ケージ）、係留設備などの工作物のことをいいます。

(4) 「係留」とは、動物による人や財産への危害を防ぐため、動物が逸走しないよう、適切な場所において固定した物に動物を丈夫な綱、鎖等につなぐこと又は柵、おりなどの囲いの中に收容することをいいます。

【既存の条例】

《飼い犬条例》

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 飼い犬 番犬・愛がん・狩猟等の目的で飼育する犬で所有者・占有者又は管理者（以下「飼育者」という。）のあるものをいう。

(2) 家畜 牛・馬・めん羊・やぎ・豚・にわとり等をいう。

(3) けい留 飼い犬を丈夫な鎖若しくは綱でつなぎ、又はおり若しくはさくの中に入れておくことをいう。

《動愛条例》

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定動物 法第25条の2に規定する特定動物をいう。

(2) 飼い主 特定動物の所有者（所有者以外の者が飼養又は保管（以下「飼養等」という。）をする場合は、その者を含む。）をいう。

(3) 特定飼養施設 法第26条第1項に規定する特定飼養施設をいう。

(市の責務)

第3条 市は、動物の健康及び安全の保持、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害、生活環境の保全上の支障の防止等のため、動物の愛護並びに適正な飼養等に関する普及啓発その他の施策を行う責務を有する。

【趣旨】

本条例の目的を達成するうえで必要な市の責務を定めています。

【解説】

人と動物の共生する社会の実現を目指すためには、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障の防止などを推進していかなければなりません。このため、市では動物の愛護や適正な飼養等に関しての普及啓発などの施策に取り組む必要があります。

【既存の条例】

無し 《新設》

(市民の責務)

第4条 市民は、市が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条例の目的を達成する上で必要な市民の責務を定めています。

【解説】

市が動物の愛護及び管理に関する施策を実施するためには、市民の協力が不可欠です。市と市民が相互に協力することにより、人と動物の共生する社会の実現を目指します。

【既存の条例】

無し 《新設》

(飼い主になろうとする者の責務)

第5条 飼い主になろうとする者(犬猫等販売業者(法第14条第3項に規定する犬猫等販売業者をいう。以下同じ。))を除く。)は、動物の飼養等に先立ち、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、飼養等をする生活環境等に適した動物であって、終生飼養(法第7条第4項に規定する終生飼養をいう。以下同じ。)ができるものを選ぶよう努めなければならない。この場合において、住宅環境及び家族構成の変化、飼養等をしようとする動物の寿命等を考慮するものとする。

【趣旨】

本条例の目的を達成する上で必要な飼い主になろうとする者の責務を定めています。

【解説】

ペットは私たちの生活に潤いと喜びを与えてくれる存在となっています。一方で、飼い主の都合により手放される犬や猫もいますが、動物がその命を終えるまで適切に飼養することに努めることは動物の所有者等の責務であり、法にも明記されています。

実際にペットを飼い始めると、飼う場所や経済的な問題、引越しや家族構成の変化、飼い主の高齢化、ペットの問題行動や病気など、様々な事象が発生します。

ペットを飼い始める前に、適正飼養や終生飼養についてよく考えることが重要です。

【既存の条例】

無し 《新設》

(飼い主の責務)

第6条 飼い主は、動物の習性等を理解するとともに、飼い主としての責任を十分に自覚して、動物の適正な飼養等に努めなければならない。

2 飼い主は、動物がみだりに繁殖して適正な飼養等をするのが困難となるおそれがあると認めるときは、その繁殖を防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 飼い主は、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、終生飼養をするよう努めるとともに、やむを得ず飼養等をするのができなくなった場合には、適正に飼養等をするのできる新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

【趣 旨】

本条例の目的を達成する上で必要な飼い主の責務を定めています。

【解 説】

- 1 近年、飼い主の管理不足により、人の身体や財産、動物の健康や安全を脅かす事例が発生しています。飼い主は、動物の習性を理解するとともに適正な飼養等に努める責任があります。

動物にはその種類に特有の習性があり、必要な環境も異なってきます。例えば、犬には走り回るスペース、猫には飛び上がることができる高さなどです。また、動物にとって快適と感じる温度や湿度もそれぞれ異なります。

そのような習性を理解して適正な飼養をすることが飼い主には求められます。

- 2 近年、適正に飼うことができなくなる状況まで動物が増えてしまい、いわゆる多頭飼育崩壊となっている事例が全国的にも発生しています。多頭飼育崩壊は人も動物も不幸になってしまうため、適正飼養が困難になるおそれがある場合は、生殖を不能にする手術やその他の措置を行い、みだりに繁殖することを事前に防ぐことが重要です。
- 3 飼い主には、動物が命を終えるまで適切に飼養する終生飼養に努める責任があります。やむを得ず飼養等をするができなくなった場合には、自分で新たな飼い主を探すことや、動物愛護団体に相談するなどして譲渡先を見つけなければなりません。突然の事態にも対処できるよう、事前に譲渡先を探しておくことも推奨されます。飼い主は、最後まで愛情と責任をもって飼うことが重要です。

【既存の条例】

無し <<新設>>

(飼い主の遵守事項)

第7条 飼い主（特定動物（法第25条の2に規定する特定動物をいう。以下同じ。）の飼い主を除く。）は、その飼養等をする動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適正に給餌及び給水をすること。
- (2) 飼養等をする動物の数は、その種類、発育状況及び習性に応じた適正な飼養等が可能な数とすること。
- (3) 適正に飼養等ができる施設を設けること。
- (4) 汚物及び汚水を適正に処理し、施設の内外を常に清潔にしておくこと。
- (5) 公共の場所及び他人の土地、建物等を不潔にし、又は損傷させないこと。
- (6) 鳴き声、悪臭、羽毛等により人に迷惑をかけないこと。
- (7) 疾病の予防等健康管理を行うこと。
- (8) 逸走した場合は、捜索し、収容に努めること。
- (9) 地震等の災害の発生時に適正な飼養や保管が出来るよう常に準備をしておくとともに、発生時には動物を保護し、動物による事故の防止に努めること。

【趣 旨】

本条例の目的を達成する上で必要な飼い主の遵守事項について定めています。

【解 説】

飼い主の遵守事項として必要な最低限の事項を規定しています。

なお、本条では、第2条で規定する動物（法第25条の2に規定する特定動物を除く。）について適用し、犬及び猫に関する個別の事項については本条に加えて、第8条及び第13条で補完しています。

【既存の条例】

無し ≪新設≫

(犬の飼い主の遵守事項)

第8条 犬の飼い主は、前条各号に掲げる事項のほか、その飼養等をする犬（以下「飼い犬」という。）について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 人に迷惑を及ぼすことがないように適正なしつけをすること。
- (2) 種類、健康状態その他の事情に応じた適正な運動をさせること。
- (3) 飼い犬を施設の敷地外に連れ出すときは、当該飼い犬の排せつを事前に済ませてから連れ出すよう努めるとともに、犬のふん等を処理するための用具を携行するなどして、これらを適切に処理すること。
- (4) 散歩し、移動し、又は運動させるときは、これを制御することができる者に行わせること。
- (5) 飼い犬がみだりに繁殖して適正な飼養等を行うことが困難となるおそれがあると認めるときは、生殖を不能にする手術その他の繁殖を防止するために必要な措置を講じること。
- (6) 他人の見やすい場所に飼い犬の飼養等をしている旨の表示をすること。

【趣旨】

本条例の目的を達成する上で必要な犬の飼い主の遵守事項について定めています。

【解説】

犬の飼い主の遵守事項として、第7条に加えて犬の飼養等に必要な最低限の事項を規定しています。

【既存の条例】

≪飼い犬条例≫

第4条 飼い犬の飼育者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 人・家畜・農作物等に被害を加えないよう常に訓練すること。
- (2) 犬舎の内外は、常に清潔にしておくこと。
- (3) 飼い犬に公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地の区域内を荒らさせないこと。
- (4) 飼い犬を捨てないこと。

2 飼い犬の飼育者は、他人の見やすい場所に飼い犬を飼育する旨の表示をしなければならない。

(飼い犬の係留)

第9条 犬の飼い主は、飼い犬を係留しておかななければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

- (1) 警察犬、狩猟犬又は身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬をいう。）をその目的のため使用する場合
- (2) 飼い犬を制御できる者が、人の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれのない場所又は方法で、飼い犬を訓練し、移動し、又は運動させる場合

【趣旨】

本条は、飼い主は飼い犬を係留しなければならないことを定めています。

【解説】

犬の飼い主は、常に飼い犬を係留しておかなければなりません。

本条に違反した場合は、第25条の規定により罰則が科せられます。

ただし、警察犬や狩猟犬、身体障害者補助犬をその目的のために使用する場合、また、飼い主等が飼い犬を制御できる状態であり、人の生命や身体、財産に危害を加えるおそれのない場所又は方法で行う訓練や移動、運動時は除きます。

道路や公園などの公の利用を目的とした場所においては、他の人がいない状況下で行う訓練や移動、運動時であってもリードなどにより常に犬を係留しておかなければなりません。

室内飼いの場合は、玄関や窓の開閉時における逃走や他人への加害を防止する措置を講じなければなりません。

また、係留中であっても、リードが長過ぎることや囲いの中に安易に人を入れることなどによる咬傷も防がなければなりません。

【既存の条例】

《飼い犬条例》

第3条 飼い犬の飼育者は、飼い犬をけい留しておかなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 警察犬・狩猟犬又は盲導犬をその目的のため使用する場合
- (2) 人・家畜・農作物等に被害を加えるおそれのない場所又は方法で飼い犬を訓練し、移動し、又は運動させる場合
- (3) 運搬の目的で使用する場合
- (4) 曲芸・展覧会・競技会その他これらに類する催しに出場させる場合
- (5) 咬傷防止用口輪等を常時装置している場合
- (6) 生後90日以内のものである場合
- (7) 前各号のほか特に市長の許可を得た場合

(飼い犬の加害の届出)

第10条 飼い犬が人の生命、身体又は財産に危害を加えたときは、当該飼い犬の飼い主は、規則で定めるところにより、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。この場合において、市長は、必要な指示を与えることができる。

2 飼い犬が人又は他の動物（哺乳類に限る。）をかんだときは、当該飼い犬の飼い主は、狂犬病の有無を確認するために、直ちに当該飼い犬を獣医師に検診させなければならない。

【趣旨】

本条は、飼い犬が人に危害を加えたときの届出等について定めています。

【解説】

犬の飼い主は、飼い犬が人の生命や身体、財産等を侵害したときは、適切な応急措置や新たな事故の発生を防止するための措置を行わなければなりません。事故が発生した時はその状況について、市に届出をしなければなりません。

本条に規定されている届出がない場合は、第25条の規定により罰則が科せられます。

市は飼い主の措置や新たな事故の発生を防止するため、措置や防止策等を確認することにより、飼い主に対して適切な指示等を行うことができます。

また、飼い犬が人や他の動物をかんだときは、飼い主は狂犬病の疑いの有無について獣医師の検診を受けさせなければなりません。

【既存の条例】

≪飼い犬条例≫

第5条 飼い犬が人・家畜・農作物等に被害を加えたときは、その飼い犬の飼育者は速やかに適切な処置を講じ、当該飼い犬が加害した旨を市長に届け出なければならない。

(飼い犬による被害の届出)

第11条 人の生命、身体又は財産が飼い犬に危害を加えられたときは、その被害者は、規則で定めるところにより、市長に届け出るよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、飼い犬から危害を加えられたときの届出について定めています。

【解説】

飼い犬からかまれるなど、生命や身体、財産に被害を受けたときは、被害者は、市に対して届出を行うよう努めなければならないものです。

市は、飼い主からの届出と被害者からの届出の双方を確認することにより事故状況の詳細を把握することができ、飼い主の措置や新たな事故の発生を防ぐための適切な指示等を行うことができます。

【既存の条例】

≪飼い犬条例≫

第6条 人・家畜・農作物等が飼い犬に被害を加えられたときは、被害者又はその代理人は、速やかに市長に届け出なければならない。

(加害飼い犬の飼い主に対する措置)

第12条 市長は、人の生命、身体又は財産に危害を加えた飼い犬の飼い主に対し、危害防止のために必要な措置を命じるものとする。

【趣旨】

本条は、危害を加えた飼い犬の飼い主に対する市の措置命令について定めています。

【解説】

飼い犬が人の生命や身体、財産を侵害したときは、市は飼い主に対して、新たな事故の発生を防止するための措置についての命令を行います。

飼い主が当該措置命令に従わなかったときは、第25条の規定により罰則が科せられます。

【既存の条例】

≪飼い犬条例≫

第7条 市長は、人・家畜・農作物等に被害を加えた飼い犬の飼育者に対し、当該飼い犬を処分させ、又は飼い犬の性癖のきよう正若しくは危害防止のために必要な処置を命ずるものとする。

2 前項の規定は、飼い犬の所有権等を承継した者に対しても適用する。

(猫の飼い主の遵守事項)

第13条 猫の飼い主は、第7条各号に掲げる事項のほか、その飼養等をする猫（以下「飼い猫」という。）について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 排便のしつけを行う等周辺環境に配慮した適正な飼養等を行うことにより人に迷惑をかけないように努めること。
- (2) 飼い猫の健康と安全を保持する観点から、屋内での飼養等に努めること。
- (3) 飼い猫がみだりに繁殖して適正な飼養等をするのが困難となるおそれがあると認めるときは、生殖を不能にする手術その他の繁殖を防止するために必要な措置を講じること。

【趣旨】

本条例の目的を達成する上で必要な猫の飼い主の遵守事項について定めています。

【解説】

猫の飼い主の遵守事項として、第7条に加えて猫の飼養等に必要な最低限の事項を規定しています。

疾病の感染防止や不慮の事故防止など、猫の健康及び安全の保持に加えて、鳴声やふん尿などによる周辺住民の生活環境に著しい支障を及ぼすことがないように屋内での飼養等に努めることを規定しています。

また、猫は繁殖力が強く、多頭飼育崩壊となっている事例が全国的にも発生しています。多頭飼育崩壊は人も動物も不幸になってしまうため、適正飼養が困難になるおそれがある場合は、生殖を不能にする手術やその他の措置を行い、みだりに繁殖することを事前に防ぐことが重要です。

【既存の条例】

無し <<新設>>

(飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者の遵守事項)

第14条 飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者は、周辺の生活環境を保全し、及び当該猫がみだりに繁殖することを防止するために必要な措置を講じるよう努めるとともに、近隣住民その他のその行為の影響が及ぶ者の理解を得られるよう努めなければならない。

【趣旨】

本条例の目的を達成する上で必要な飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者の遵守事項について定めています。

【解説】

飼い主のいない猫に無責任に餌を与えることにより、地域に猫が増加することで、近隣のふん尿被害など生活環境が悪化する様々な問題が発生しています。そのため、飼い主のいない猫に対して繰り返し餌を与える者には、繁殖を防止するために必要な生殖を不能にする手術やその他の措置を講じた上で、適切な給餌や食べ残しの始末、排泄物の清掃などを行い、周辺の美化など生活環境の保全に努めることを求めます。

また、飼い主のいない猫に繰り返し餌を与えることについては、近隣住民に対しての十分な説明や理解を求めることが大切であり、近隣トラブルの未然防止に繋がります。

【既存の条例】

無し <<新設>>

(犬又は猫の多頭飼養の届出)

第15条 犬又は猫の飼い主(第1種動物取扱業者(法第12条第1項第4号に規定する第1種動物取扱業者をいう。以下同じ。)、第2種動物取扱業者(法第24条の3第1項に規定する第2種動物取扱業者をいう。))その他規則で定める者を除く。以下この条及び附則第3項において同じ。)は、同一敷地内にある施設において当該飼い犬及び飼い猫(いずれも生後90日以内のものを除く。)の数を合計した数が規則で定める数以上となったときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、当該施設ごとに、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出をした事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る飼い犬又は飼い猫の数が同項の規則で定める数未満となったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

【趣旨】

本条は、犬又は猫の飼い主は、飼養等をする犬及び猫の合計数が規則で定める数(現時点で10頭を予定)以上に達したとき等の届出事項について定めています。

【解説】

近年、多頭飼養によりペット等を適正に飼育できない、いわゆる多頭飼育崩壊となっている事例が全国的にも発生し、問題となっています。

多頭飼育により、適正に飼養等ができる数を超えると、飼い主の生活環境悪化や騒音や悪臭等周辺的生活環境が損なわれるおそれがあります。

飼い主へ事前に頭数の届出を求めることにより、市が状況を把握し、飼養等に係る適切な情報発信や注意を促すことなどができます。多頭飼育崩壊を未然に防ぎ、本条例の目的である、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を目指します。

届出のない場合や虚偽の届出をした場合は、第26条の規定により罰則が科せられます。

同一施設内に複数の所有者の動物がいる場合でも、施設内の動物の合計が基準を超えた場合は届出が必要になります。

この届出は、主として一般家庭での多頭飼育の把握を目的としており、動物取扱業者等は届出の対象外となっていますが、動物取扱業者以外で犬猫を取り扱う団体等(動物愛護団体等)については、一般家庭とは異なる簡易な届出様式を予定しています。

【既存の条例】

無し <<新設>>

(特定動物の飼い主の遵守事項)

第16条 特定動物の飼い主は、その飼養等をする特定動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 適正に給餌及び給水をする事。

(2) 汚物及び汚水を適正に処理し、特定飼養施設(法第26条第1項に規定する特定飼養施設をいう。)の内外を常に清潔にしておくこと。

(3) 公共の場所及び他人の土地、建物等を不潔にし、又は損傷させないこと。

- (4) 鳴き声、悪臭、羽毛等により人に迷惑をかけること。
 - (5) 疾病の予防等健康管理を行うこと。
 - (6) 逸走した場合は、捜索し、収容に努めること。
 - (7) 逸走した場合又は地震、火災等の災害が発生した場合に必要な非常用の機器及び資材を備え、常に使用できるように整備しておくこと。
- 2 特定動物の飼い主は、地震、火災等の災害が発生したときは、直ちに、当該特定動物の逸走の防止のための措置その他緊急措置を適切に実施し、当該特定動物による人の生命、身体又は財産に対する危害を防止しなければならない。
 - 3 特定動物の飼い主は、当該特定動物が逸走したときは、直ちに、その旨を市長及び管轄警察署に通報しなければならない。
 - 4 特定動物の飼い主は、当該特定動物が人の生命、身体又は財産に危害を加えたときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

【趣旨】

本条例の目的を達成する上で必要な特定動物の飼い主の遵守事項について定めています。

【解説】

特定動物は、ワニガメやマムシ等、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として動物の愛護及び管理に関する法律施行令第3条で定める動物（その交雑種も含む。）をいい、飼育等には許可が必要です。

ここでは、特定動物の飼い主の遵守事項として必要な最低限の事項を規定しています。

飼い主は、特定動物が逸走したときに通報しなかった場合や、人の生命、身体又は財産を侵害したときに届出をしなかった場合、虚偽の届出をした場合は、第24条の規定により罰則が科せられます。

【既存の条例】

《動愛条例》

第3条 特定動物の飼い主は、次に掲げる事項を遵守するとともに、その飼養等をする特定動物が逃走した場合又は地震、火災等の災害が発生した場合に必要な非常用の機器及び資材を備え、常に使用できるように整備しておかなければならない。

- (1) 適正に給餌(じ)及び給水をすること。
 - (2) 汚物及び汚水を適正に処理し、特定飼養施設の内外を常に清潔にしておくこと。
 - (3) 公共の場所及び他人の土地、建物等を不潔にし、又は損傷させないこと。
 - (4) 異常な鳴き声、体臭、羽毛等により人に迷惑をかけること。
 - (5) 疾病の予防等健康管理を行うこと。
 - (6) 逃走した場合は、捜索し、収容に努めること。
- 2 特定動物の飼い主は、地震、火災等の災害が発生したときは、直ちに、特定動物の逃走の防止のための措置その他緊急措置を適切に実施し、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する危害を防止しなければならない。
 - 3 特定動物の飼い主は、その飼養等をする特定動物が逃走したときは、直ちに、その旨を警察官及び規則で定める当該職員に通報しなければならない。
 - 4 特定動物の飼い主は、その飼養等をする特定動物が人の生命、身体又は財産に危害を加えたときは、速やかに、その旨を市長及び警察官に届け出なければならない。

(特定動物の飼い主に対する措置)

第17条 市長は、特定動物の飼い主が前条第1項若しくは第2項の規定に違反したと認める場合又は同条第3項の規定による通報若しくは同条第4項の規定による届出を受けた場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定動物の飼い主に対し、当該特定動物の殺処分その他の人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のために必要な措置を命じることができる。

【趣旨】

特定動物の飼い主が遵守事項に違反した場合等の措置について定めています。

【解説】

特定動物とは、人に危害を加えるおそれのある危険な動物であり、適切に飼養等をしなければなりません。

災害などの非常時であっても、特定動物が逸走したり放獣されたりすると、人の生活や環境に大きな被害が出るおそれもあります。

特定動物の飼養等に当たっては、人体への危害防止や住民の不安解消、災害時の対策などの観点から、前条の違反や通報、届出があった場合には、飼い主に対して必要な措置を命令します。

この命令に違反した場合は、第22条の規定により罰則が科せられます。

【既存の条例】

《動愛条例》

第4条 市長は、特定動物の飼い主が前条第1項若しくは第2項の規定に違反したと認める場合又は同条第3項の規定による通報若しくは同条第4項の規定による届出を受けた場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定動物の飼い主に対し、特定動物の殺処分その他特定動物が人の生命、身体又は財産に危害を加えることを防止するために必要な措置をとるべきことを命じることができる。

(動物の譲渡)

第18条 市長は、法第35条第1項本文の規定により引き取った場合について、その飼養等を希望し、かつ、これを適正に飼養等ができることを認めると認める者への譲渡に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、本条例の目的を達成するための手段の一つである動物の譲渡について定めています。

【解説】

所有者からの求めに応じて市が引き取った犬又は猫について、引取希望者がいる場合は譲渡に繋げ、殺処分がなくなることを目指します。

なお、譲渡に当たっては、飼い主となる者が適正に終生飼養等ができると認められる場合に限ります。

【既存の条例】

無し 《新設》

(立入調査等)

- 第19条 市長は、特定動物の管理について必要があると認めるときは、特定動物の飼い主その他の関係者に報告を求め、又はその職員をして、当該特定動物の飼い主その他の者の土地その他関係のある場所（人の住居を除く。）に立ち入って調査をさせ、若しくは関係者に質問をさせることができる。
- 2 市長は、動物（特定動物を除く。以下この項において同じ。）の管理について必要があると認めるときは、その職員をして、動物の飼育場所（人の住居を除く。）に立ち入って調査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。
- 3 前2項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【趣旨】

本条は、必要に応じて特定動物の飼い主や関係者に対する質問や報告を求め、また、関係場所への立入調査ができることなどを定めています。

【解説】

- 1 特定動物の管理において、必要に応じて飼い主などの関係者に報告を求められます。
- また、必要に応じて、職員が動物の飼育場所に立ち入って調査をすることや関係者に質問をすることができます。
- 求めに応じて報告をしない場合や虚偽の報告、立入りや調査を拒み、妨げ、忌避した場合、質問に対して答弁せず又は虚偽の答弁をした場合は、第23条の規定により罰則が科せられます。
- 2 特定動物を除く動物の管理において、必要に応じて、職員が動物（特定動物を除く。）の飼育場所に立ち入って調査をすることや関係者に質問をすることができます。
- 求めに応じて、立入りや調査を拒み、妨げ、忌避した場合、質問に対して答弁せず又は虚偽の答弁をした場合は、第25条の規定により罰則が科せられます。
- 3 立入調査や質問をする職員は、身分を明らかにするため、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求に応じて提示しなければなりません。

【既存の条例】

《飼い犬条例》

第8条 市長は、飼い犬の管理について必要があると認めるときは、職員をして調査のため飼い犬の飼育場所に立ち入らせ、又は関係人に対し質問させることができる。

- 2 職員は、前項の立入調査をする場合においては、身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

《動愛条例》

第5条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定動物の飼い主に対し必要な報告を求め、又はその職員に、特定飼養施設の設置場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求のあるときは、これを提示しなければならない。

(動物愛護管理員の設置)

第20条 法第37条の3第1項の規定に基づき、同項に規定する動物愛護管理担当職員として、動物愛護管理員を置く。

【趣旨】

本条は、動物愛護管理員について定めています。

【解説】

市は、法第37条の3第1項の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理担当職員として動物愛護管理員を置きます。

また、動物愛護管理員は、法第37条の3第3項の規定に基づき、市の職員であって獣医師等動物の適正な飼養等に関し専門的な知識を有するものをもって充てることとします。

【既存の条例】

≪動愛条例≫

第2条の2 法第37条の3第1項の規定に基づき、同項に規定する動物愛護管理担当職員として、動物愛護管理員を置く。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、本条例の施行に関し必要な事項について、規則へ委任することについて定めています。

【解説】

本条例の施行に関し必要な事項については、「(仮称)浜松市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則」で定めます。

(罰則)

第22条 第17条の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第19条第1項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第19条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第3項の規定による通報をしなかった者

(2) 第16条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条又は第10条第1項の規定に違反した者

(2) 第12条の規定による措置命令に従わなかった者

(3) 第19条第2項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の過料に処する。

(1) 第15条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第15条第3項の規定による届出をする場合において、虚偽の届出をした者

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前5条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前5条の罰則を適用する。

【趣旨】

本条は、命令に従わない場合、立入調査等を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合、報告・届出等をしない場合、虚偽の報告・届出・答弁等をした場合などに科す罰則について定めています。

【解説】

○ 第22条では、次のとおり定めています。

第17条の規定による特定動物の飼い主に対する措置命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

【既存の条例】

《動愛条例 第7条》30万円以下の罰金

○ 第23条では、次のとおり定めています。

- (1) 特定動物の飼い主に対して求めた報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 特定動物の飼い主に対して求めた立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

【既存の条例】

《動愛条例 第8条》20万円以下の罰金

○ 第24条では、次のとおり定めています。

- (1) 特定動物の飼い主に対して義務付けられた、逸走時の通報をしなかった者
- (2) 特定動物の飼い主に対して義務付けられた、危害を加えた時の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金に処する。

【既存の条例】

《動愛条例 第9条》5万円以下の罰金

○ 第25条では、次のとおり定めています。

- (1) 飼い犬の係留又は飼い犬が危害を加えた時の届出の規定に違反した者
- (2) 加害飼い犬の飼い主に対する措置命令に従わなかった者
- (3) 動物の管理について必要な立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、3万円以下の罰金に処する。

【既存の条例】

《飼い犬条例 第9条》3万円以下の罰金又は科料

○ 第26条では、次のとおり定めています。

- (1) 犬又は猫の多頭飼養の届出（変更の届出を含む。）をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 犬又は猫の多頭飼養が規則で定める数未満になったときにおける、虚偽の届出をした者は、3万円以下の過料に処する。

【既存の条例】

無し 《新設》

○ 第27条では、次のとおり定めています。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第22条から第26条までの違反行為をしたときは、行為者だけでなくその法人又は人に対しても罰則を適用します。

【既存の条例】

無し ≪新設≫

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第26条の規定は、同年10月1日から施行する。
(浜松市動物の愛護及び管理に関する条例及び浜松市飼い犬条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 浜松市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年浜松市条例第127号）
 - (2) 浜松市飼い犬条例（昭和40年浜松市条例第22号）(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に同一敷地内にある施設において飼い犬及び飼い猫（いずれも生後90日以内のものを除く。）の数を合計した数が第15条第1項に規定する規則で定める数以上である飼い主に対する同項の規定の適用については、同項中「その日から30日以内」とあるのは、「令和6年4月30日まで」とする。
- 4 令和6年9月30日までの間における第17条の規定の適用については、同項中「前条第1項」とあるのは、「前条第1項（第7号を除く。）」とする。
- 5 令和6年9月30日までの間における第27条の規定の適用については、同条中「前5条」とあるのは「第22条から第25条まで」と、「前5条」とあるのは「各本条」とする。
- 6 この条例の施行前に特定動物の飼い主が附則第2項（第2号を除く。）の規定による廃止前の浜松市動物の愛護及び管理に関する条例（以下「旧動物愛護条例」という。）第3条第1項若しくは第2項の規定に違反したと認める場合又は同条第3項の規定による通報若しくは同条第4項の規定による届出を受けた場合における特定動物の殺処分その他特定動物が人の生命、身体又は財産に危害を加えることを防止するために必要な措置については、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行の際現にされている旧動物愛護条例第4条の規定による命令及び旧動物愛護条例第5条第1項の規定による報告の求めについては、なお従前の例による。
- 8 この条例の施行前に人・家畜・農作物等に被害を加えた犬の飼い主に対する当該飼い犬の処分又は飼い犬の性癖の矯正若しくは危害防止のために必要な処置については、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行の際現にされている附則第2項（第1号を除く。）の規定による廃止前の浜松市飼い犬条例第7条の規定による命令については、なお従前の例による。
- 10 この条例の施行前にした行為及び前4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

※ご住所 (所在地)	
※お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	浜松市動物の愛護及び管理に関する条例(案)
意見募集期間	令和5年9月15日(金)～令和5年10月16日(月)
意見欄	

- ・ ※ご住所およびお名前が未記入の意見には、実施機関の考え方は示しません。
- ・ 個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。
- ・ この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・ この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 動物愛護教育センターあて
住所 : 〒431-1209 浜松市西区館山寺町199
FAX : 053-487-1675
E-mail : aikyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名
家康くん



皆さんからの
ご意見
お待ちしております
おるのじゃ！

©浜松市